

募集期間

令和8年7月10日～令和8年8月10日

化学肥料を減らすための

機械の購入経費を補助します



補助内容

肥料価格高騰対策として、化学肥料使用量を低減するために使用する機械等の購入経費の $\frac{1}{2}$ 以内を補助します。
(申請1件あたりの補助金上限300万円)

対象者

農業法人、3戸以上の農業者で組織する農業者グループ、
集落営農組織、コントラクター

補助対象 機械

化学肥料の低減に資する機械(側条施肥機、局所施肥機等)
化学肥料の一部を堆肥等に代替する場合に必要な機械
(マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、ライムソワー等)

- 申込方法や手続きについては、お住まいの市町村を管轄する
県の広域振興局農政(林)部又は農林振興センターにご相談ください。



この事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。